

奨学金の支給要領及び受給資格・要件について

パリ政治学院 (Science Po) 春季短期留学 European Studies Program 2020 募集要項用

2019.9

2019.9.26 更新

東京大学本部国際交流課

1. プログラム付属奨学金の支給要領

本プログラムの参加者には、以下①～⑤の要領で、対象者に奨学金（返済不要）を支給する。

- ① 本プログラムでは、日本学生支援機構（JASSO）の 2019 年度海外留学支援制度（協定派遣）で JASSO の定める資格及び要件に沿って、参加学生に奨学金を支給する（返済不要・金額は派遣先地域により異なる）。JASSO の定める資格及び要件の詳細については 2. を参照すること。
- ② 外国籍かつ日本の永住権を持たない学生が、2. の①以外の要件を全て満たす場合は、本学から同額の奨学金（返済不要）を支給する。
- ③ 他団体等から奨学金を受け、当該奨学金支給団体側において、奨学金の併給を認めない場合及び本プログラム参加のために他団体等より①～②で支給する金額以上の奨学金を受給している場合は①～②の奨学金を支給できないので注意すること。
- ④ 国費外国人留学生については、本奨学金は授業料・旅費の一部として用途を特定して支給するため、本奨学金を受給可能な場合があるが、国費外国人留学生制度の定めにより支給できない場合もある。詳細は所属部局（学部・研究科）の担当部署に確認すること。
- ⑤ 本プログラムの参加者は、本プログラム参加のための奨学金として「東京大学海外派遣奨学事業 2019 年度超短期（3 ヶ月未満）海外留学等奨学金第 2 回募集」には応募不可である。

2. JASSO 奨学金受給の資格及び要件

日本学生支援機構（JASSO）の規定により、JASSO の奨学金を受ける資格を有する者は、本学の正規の課程に学位取得もしくは卒業を目的に在籍し、本学が実施する奨学金支給割当を受けた派遣プログラムに参加を認める者で、次の①～⑨に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ① 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者。
- ② 学生交流に関する協定等に基づき、派遣先大学等が受入を許可する者。
- ③ 本学における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、次に定める方法で求められる、本学における選考時の前年度の成績評価係数が 2.30 以上であること。前年度の成績がない場合は、選考時の前学期分の成績から算出するものとする。

----- [成績評価係数の算出方法例（UTAS上で自動計算される）] -----

下記の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出（小数点第 3 位を四捨五入）

成績評価					
4 段階評価(パターン 1)	—	優	良	可	不可
4 段階評価(パターン 2)	—	A	B	C	F
4 段階評価(パターン 3)	—	100～80 点	79～70 点	69～60 点	59 点以下
5 段階評価(パターン 4)	100～90 点	89～80 点	79～70 点	69～60 点	59 点以下
5 段階評価(パターン 5)	S	A	B	C	F
5 段階評価(パターン 6)	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$$\frac{(\text{「評価ポイント3の単位数」} \times 3) + (\text{「評価ポイント2の単位数」} \times 2) + (\text{「評価ポイント1の単位数」} \times 1) + (\text{「評価ポイント0の単位数」} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

注意) 履修した授業について単位制を採らない場合は、科目数をすべて単位数に置き換えて算出すること。

- ④ 経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者
JASSOが実施する2019年度第二種奨学金在学採用の家計基準に合致する者を優先とするが、状況に応じ、本学において「経済的理由により自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者」として認める者も対象とする。
参考URL：JASSO2019年度第二種奨学金在学採用（「家計基準」の項を参照。）
（学部学生） https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/koho_kettei/daigaku/index.html
（大学院学生） https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/koho_kettei/in/index.html
- ⑤ 派遣プログラム参加にあたり、必要な査証を確実に取得し得る者
- ⑥ 派遣プログラム終了後、本学に戻り学業を継続する者又は本学の学位を取得する者
- ⑦ 派遣プログラム参加にあたり、他団体等から派遣プログラム参加のための奨学金を受ける場合、他団体等からの奨学金の支給月額が本制度による支給金額を超えない者
注意1：上記⑦について、他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認すること。
注意2：JASSOが実施する国内の奨学金「給付奨学金」との併給は認められない。留学期間中の給付を休止する場合は、所属部局の担当部署を通じて、休止手続き（「異動願」の提出）を行うこと。
- ⑧ 奨学金支給団体（JASSO）及び本学が指定する報告書類に十分な内容を記載し、指定の期日までに提出できる者。また、派遣終了後のフォローアップ・進路状況調査等の依頼に協力できる者
- ⑨ 奨学金支給団体から依頼があった場合に、学内選考時に提出した情報（氏名・連絡先・所属等）を本学から提供することを了承できる者

3. プログラム付属奨学金の申請要領

UTAS上の電子申請時に「奨学金受給希望状況確認」の指示に従い、項目選択する。また、「奨学金受給希望状況確認書」を提出する。なお、以下の点に注意する。

- ① 成績評価係数の計算、その他本紙に記載の事項については、自らの責任でよく確認すること。確認ミスのため想定していた本奨学金が受給できず、他の奨学金の募集が終了していた場合でも、特別な処置はできない。成績評価係数の計算のよくある間違いとして、単位数ではなく履修した授業の数で計算してしまう場合があるため、必ず単位数で計算すること。
- ② 「前年度の成績評価係数」については、2018年度の成績評価係数とする。大学院1年目で、2018年度の所属が他大学の場合は、当該他大学の成績で計算すること。学部1年生の場合は、2018年度の成績がないため、2019年度Sセメスター（S1ターム及びS2ターム）の成績評価係数とする。2019年9月入学の学部1年生は、申請書類の記載内容をもって、成績評価係数2.30以上に相当すると認められるかの判断を行う。